

ナショナルバイオリソースプロジェクト
第1回実費徴収・知財ワーキンググループ
議事概要

1. 日時・会場

平成20年8月6日（火） 14:00～17:00

中央合同庁舎第7号館17階 研究振興局会議室

2. 出席者

委員

（主査）小幡 裕一	理化学研究所筑波研究所 所長
鈴木 睦昭	情報・システム研究機構国立遺伝学研究所知的財産室 室長
深見 克哉	九州大学知的財産本部 特任教授
山本 雅敏	京都工芸繊維大学ショウジョウバエ遺伝資源センター センター長

文部科学省

川上 一郎	研究振興局ライフサイエンス課	ゲノム研究企画調整官
河野 広幸	研究振興局ライフサイエンス課	生命科学専門官

事務局

文部科学省研究振興局ライフサイエンス課
ナショナルバイオリソースプロジェクト事務局

3. 議事

1. 開会
2. 実費徴収・知財ワーキンググループについて
3. NBRPにおける実費徴収の現状について
4. 実費徴収の実施に係る問題点について
5. バイオリソースに係る権利関係について
6. その他

7. 閉会

4. 配付資料

資料 1 : ナショナルバイオリソースプロジェクト実費徴収・知財ワーキンググループ委員名簿

資料 2 : ナショナルバイオリソースプロジェクト実費徴収・知財ワーキンググループ設置要綱

資料 3-1 : 実費徴収に関するアンケート結果

資料 3-2 : 実費徴収に関する主な問題点（アンケート結果抜粋）

資料 4 : ナショナルバイオリソースプロジェクト情報ワーキンググループからの問題提起

資料 5 : 今後のスケジュール（案）

参考資料 1 : NBRPに対する総合科学技術会議からの指摘事項

参考資料 2 : ナショナルバイオリソースプロジェクトにおけるリソースの提供について

参考資料 3 : ナショナルバイオリソースプロジェクトにおける生物資料移転同意書（MTA）の整備について

議事要旨

1. 開会

- ・開会の挨拶が小幡主査からあり、引き続き文部科学省ライフサイエンス課川上調整官から挨拶があった。
- ・島田委員は都合により欠席。
- ・委員の紹介および配付資料の確認が行われた。

2. 実費徴収・知財ワーキンググループについて

- ・資料2に基づき、実費徴収・知財ワーキンググループの設立趣旨・目的について文部科学省より説明があり、その後で質疑応答が行われた。内容は以下のとおりである。
- この配付資料の公開レベルはどの程度か。（深見委員）
- 基本的に本ワーキンググループ内限りだが、機関内の議論に用いることは問題ない。（河野専門官）
- アンケートは本音ベースで回答いただいている。本ワーキンググループでも本音ベースで議論していくことになるが、その過程で公開されると報告書作成に支障を来す恐れがあるため、適宜、判断して欲しい。（小幡主査）

3. NBRPにおける実費徴収の現状について

- ・資料3-1、2、参考資料1、2に基づき、実費徴収に関するアンケート結果、本ワーキンググループの設立に至った背景、これまでの実費徴収の考え方について文部科学省より説明があり、その後で質疑応答が行われた。内容は以下のとおりである。
- MTAをどうするか、著作権をどうするか、配付したものが本当に確かなのかはどうか確かめればよいのか等、現場で具体的に困っている知財の問題についても本ワーキンググループの範囲なのか。（鈴木委員）
- 第一義的には第1期からの問題である実費徴収をどうするかということであるが、それをある程度クリアにしたら、知財自身も議論の範囲に入ってくると考えている。（河野専門官）
- 学術研究に使う素材について、領域によってはそれが知財になって産業に利用される可能性は大きい。最近は学術研究と産業利用がボーダーレスになってきている。（深見委員）

- NBRPでも、将来的には当然商業利用も視野には入れているが、それを最初にメーンにしてしまうと、なかなか流通しない、生物種が活用できないというところが問題視されることになる。そのような事態は文部科学省として望ましくない。広く世界各国で利用されて研究が進展するのが趣旨だと考えている。法人化前の国立大学では、知財は基本的に国のものだったが、現在は各大学、法人が知財等を取得する状況になっている。従って、このワーキングとしてはガイドラインとしての提言的な取りまとめをしていただきたい。（河野専門官）

4. 実費徴収の実施に係る問題点について

- ・議事3の説明等を踏まえ、実費徴収の実施について質疑応答および意見交換が行われた。内容は以下のとおりである。

<輸送にかかる諸問題>

- 国外へ輸送する際のコストはどうなっているのか。（深見委員）
- 国内輸送は可能だが、国外輸送に対応する会社がないとか、国外でも地域によって輸送できる場合と輸送できない場合があるという回答があった。文部科学省としては、なるべく国外にも提供して欲しいが、実務上、輸送できないところは仕方ないと思っている。また、輸送可能であっても、輸送費が高いために躊躇してしまうという回答もあった。（河野専門官）
- 基本的に生物の輸送は行わない事となっていることから、大抵の会社が正面から聞くと「生き物は駄目だ」という返事をするため、現状ではほとんどの場合、会社に確認せずに送っている。ただし、ショウジョウバエは郵便で通常の送付が許可されている生物のひとつである。（山本委員）

<実費徴収の方法について>

- 実費徴収することを前提にいろいろな方法を考えれば、ほとんどのリソースで実施できるのではないか。ショウジョウバエも、利用者同士は無料で交換するという伝統があったが、海外も含めてアンケートを採ったところ、受益者負担は当然と研究者は口をそろえて回答した。問題点をうまく解決する方法さえ見付けていけば、それほど難しい問題ではないだろう。（山本委員）
- 第1期から指導しているが、やっていないところが多い。総合科学技術会議から実費徴収を指摘されていること、また、リソース事業を継続させるためには、提供に係る

経費を徴収し、収集・保存・品質管理等に係る経費への食い込みを避ける必要があることをもう一度中核機関に理解していただく必要がある。（小幡主査）

- 他の機関が実費をどう理解しているかを中核機関同士で情報共有できていないことが問題。例えばショウジョウバエでは実費徴収はこうしているという情報を各中核機関が共有できればいいと思う。（山本委員）
- 徴収方法が不明あるいは確立していないという回答、また、無償提供が研究者コミュニティでは通常であるためという回答に対しては、情報を流して徴収の方法を教えることが大事だと思う。しかし、イネ等ではFAO（国際連合食糧農業機関）との関係からお金が取れないということもあり、それに関しては少し難しい問題かと思う。（鈴木委員）
- グローバルスタンダードを考えた価格設定を行うことで対応できると思う。マウスやラットなど数の少ないリソースは難しいかもしれないが、たくさん増えるリソースについては、通常の保存業務内で数がたくさん増え、それをただ小分けして送るだけなので、実費もそれほど高額ではないだろう。（山本委員）
- ①実費を取る根拠、理由、必要性、②実費徴収の範囲、③徴収した実費が研究室に戻ってくる仕組み、④運営費交付金の減額に繋がらないような実費徴収の仕組みの4点について議論して欲しい。（小幡主査）
- NBRPが終わった後、各機関が自力でリソース事業を運営できるような実費の取り方をするのか、または、提供した分の穴埋めに限るのかによって実費の取り方が違ってくるので、はっきりさせてほしい。（深見委員）
- ライフ課でもNBRPの継続を検討しているが、状況は不透明。そのため、当面はできる範囲で実費徴収を行う一方で、NBRP終了後に各機関で自立してリソース事業を運営していく事態にも備えて、実費徴収の仕組みを作っていきたい。（河野専門官）
- 現時点では、徴収のシステム自身を作ることが非常に大事だと思う。（鈴木委員）
- 大局的には実費を取ることは賛成で、推進しなければいけないと考えているが、一方で、提供件数の多いリソースはある程度自主運営が可能になるかも知れないので、国の支援がわずかで継続的に維持管理が可能になると思われるが、提供件数の少ないリソースは、実費徴収額が少ないので、維持管理ができないことも想像できる。その際に、自立できないリソースは、国が多大な費用をかけて支援する価値がないと判断される恐れがある。（深見委員）
- 提供件数の少ないリソースがナショナルという形で維持していかなければならないのかという議論は当然出てくる。むしろ、継続的に運営していく上では、実費を徴収す

るシステムを作り、それを理解するコミュニティがあり、そういう制度の中で研究を続けようという研究者グループの理解があることが必要だろう。当然、学術研究に使用されるリソースが高額で取引されるとは思えず、実費徴収ですべてを賄うことはできないだろう。それでもそういう体制と理解があれば、リソース事業の継続的な運営を財務省にかけ合っていくという文部科学省の意気込みだと理解したい。（山本委員）

- 実費徴収でできるところとできないところの仕分けをして、できないところは是非予算をくださいという説明をする方が要求もし易い。（河野専門官）

<実費徴収の具体的な方法>

- ショウジョウバエの場合には、多いときで毎週 150～160 の箱を出すので、それらすべてを着払いという形で出すのは面倒だということで、今はすべてクレジットカードで決済し、料金は2カ月遅れで回収している。問題点は、提供先がリソースの受領を確認してから支払い行為に入るため、センターで郵送代を確保し、先に郵送する必要があることである。そのため、大学の事務に無理を言って初動経費として年間 100 万円の予算を回してもらい、それで郵送代を支払っている。現在では、提供に係る経費が 100 万円以上となっても、後日実費徴収で回収できることから赤字決済しても良いことになっている。大学に入るお金は、今のところは雑収入となっており、間接経費は取られていない。リソースそのものは無料だが、それを入れる容器と梱包にかかる経費、切手代、外国に送る郵便のコスト、登録料（年1回のみ徴収）の合計がこちらから請求する金額だ。そのような説明が必要なら、いつでも皆さんにお知らせできる。（山本委員）
- 理研BRCでは、3年分の平均値をあらかじめ予算に組んでおいてその分を使い、入ってきたお金は全部バイオリソースセンターの予算に入るので、プラスマイナスゼロになるということをやっている。海外についてはクレジットカード決済を始めたが、始まったばかりで何とも言えない。理研BRCでは、MTAをまず結んで、受け取ったことを確認してから請求書を出すという仕組みになっている。実際に実費徴収を行っている機関についていろいろなやり方があると思うので、情報収集する必要がある。各機関、各リソースに適したやり方があると思う。（小幡主査）
- 具体的に例示できるよう、各機関の状況を調査したい。また、実際の徴収方法について、先進的な取り組みをされている京都工繊大や理研などの例示を、より分かりやすい形でまとめてみたい。（河野専門官）

- 慣習がどうのという話は単なる研究者間の交換というレベルでのことであって、今回のように中核機関を作って配付するという形態を取ったときは、無償にしろとは言わないと思う。（鈴木委員）

<国際的な慣例により無償配付されているものや提供後の穴埋めが難しいものの扱い>

- オオムギは「国際的な慣例である」と答えている。世界中でネットワークを作って保存しているものについて、日本だけ徴収するというのも厳しい話だ。（深見委員）
- 国際的な慣例についてはもう少し調べないといけない。NBRPは今までの個別の研究者の交換とは違う意味合いで運営しているので、その点を理解していただけない方々はNBRPから出て行っていただくという話に発展せざるを得ない。コムギ、オオムギあたりは認識が薄い。海外では徴収しているのに日本では徴収しないというのも変な話だし、NBRPで全部賄っているという誤解のある方もおられるようだ。実費徴収の体制が整っていないところは理研等の実例を参考にしながら構築していただく。また、特に国際的慣習がないところで実費徴収していないところはこちらでも状況を調べる必要がある。一方、実費の範囲も、もう少しここでご議論いただきたい。理研BRCの場合、凍結細胞などは提供した分の穴埋めに係る経費を計上している。その辺が、どこまで許されるのかを示す必要がある。（小幡主査）
- 人件費は先生方のサービスでやっている部分がある。また、アサガオのように季節労働的な費用しか発生しない場合もあって、リソースによってかなりシチュエーションが違うだろう。（深見委員）
- 最初から適正料金を考え出すのは難しいだろう。京都工繊大の場合、提供用のものだけを作ることを考えて積算していくともものすごく高くなるので、リソース維持の範囲内で、その一部を抜いて送るということで、人件費も入らない最低限の価格で始めている。一方で、サブ機関に遺伝研からはもう少し高くして欲しいという要望が出てきているし、あまりに安すぎて何をやっているのかわからないという意見もある。そのため、もう一度コミュニティに相談して料金設定しようと考えている。（山本委員）
- 理研BRCでも、値段の設定や改定の際は研究者コミュニティに本当に払える額なのかを諮って、承認していただいてから改定に踏み切っている。従って、参考資料2にあるとおり、梱包料、消耗品費、送料、雑務費、提供に係る人件費等を計算し、研究者の理解を得られる範囲内で徴収することはできると思う。（小幡主査）

- 無償がいいのは当然だが、ある程度受益者負担にしているという姿勢を見せなければ NBRP の運営が難しいということになれば、理解を示してくれると思う。(山本委員)
- イネではFAOのことをすごく気にされていたのと、種子は安く送れるのに、それに係る事務手続きが増えることのマイナス面を心配されている。それをどう説得するかについて、いい回答がない。(鈴木委員)
- 収集・保存までは面倒を見るが、提供によって減るリソースの補充に係る経費は利用者に負担してもらうようにしなければ、NBRP はもたないと思う。(小幡主査)
- 本ワーキンググループで実費徴収すべき範囲を明示し、各リソースでしっかりと検討してもらえない。(鈴木委員)
- 実費徴収の範囲については、実費が高くなると使われなくなるので、コミュニティの意見を聞きながら決めていく必要がある。(山本委員)
- コミュニティが払える限界の高い値段にするのか、低いところに収めるのかは考えどころだ。私は払えるだけぎりぎりの高いところでも構わないと思う。コミュニティからの意見聴取は運営委員会を使えばよい。(小幡主査)
- 実際に各リソースを増殖させるのに掛かっている経費を出してもらい、1個当たり幾らという生の数字を出してもらおうというのはどうか。以前、ある企業に細胞提供事業を依頼した際、送料込みで1アンプルあたり2万円でできるとの回答があった。企業でさえその程度なので、実費を積算してもそんな突拍子もない価格になることはない。(深見委員)
- 徴収する範囲の設定は重要で、海外の状況や市販品の状況を踏まえて設定していただくことになると思うが、本ワーキンググループでこういう要素は入れていいと示してあげる必要がある。(小幡主査)
- 各運営委員会で金額について各々のリソースの状況を踏まえて一度検討して欲しいと、文部科学省から要望を出してはどうか。(山本委員)
- その対応は可能。ただ、運営委員会の開催時期が合わないリソースがあることが気になる。参考資料2については事務局で改訂版を作成し、次回のワーキンググループで案内する形で検討する。【河野専門官】
- 収入と見なされて運営交付金が減らないような仕組みや、各中核機関の母体への働き掛けについても文部科学省の方で少し検討していただきたい。(小幡主査)

- コムギ、オオムギなど、「国際的に実費徴収に関心がない」と来ているものに関しては、運営委員会に投げるとともに、できる範囲で深見委員と私で調査してみたい。（鈴木委員）

<中核機関から研究機関への還元の問題と運営費交付金減額との関係>

- 実費徴収をすることにより、雑収入と考えられ、運営交付金減額の対象になる可能性が有ることと、有体物の移転であるため、間接経費を機関本体に徴収されてから研究室に残額が還元される可能性が有ることが問題であり、それらを回避するためには機関内の経理上の管理をきちんとする必要がある。その辺の実態調査も必要ではないか。逆に言うと、NBRPの資源に係る収入に対しては、一切取らないように指導すれば終わりなのか。（深見委員）
- 各機関によって、還元するかしないか、またはその仕組みが本当にあるのかどうか、中核機関の先生方の一番の関心事だと思う。通常の運営費交付金の予算要求の際は、全体から収入分は引いた形で、残りの分は運営費交付金で予算措置される仕組みになっていることは理解しているが、それを外すことが本当にできるかどうかまでは、まだ確実に言えない。今は、大学に入るライセンス料も法人の会計に入った瞬間に雑収入として運営費交付金から控除されている。運営費交付金のかさを増やせば本来は増えると思う。ただ、実質的には大学または研究機関の運営費交付金はそれほど増えないので、収入が多くなれば使える総額は増えるという理解だ。そのため、NBRPで雑収入が入っても、基本的に交付金が減るということはないと思う。そういったところも詳しく見てみたい。（河野専門官）
- 仕組みをきちんと作って、頑張って提供すればするほど交付金が減るということにはならないようにしないと、設定する意味がなくなる。（小幡主査）
- 一番お金が掛かるニホンザルの提供では、機関の収入に入れない、つまり利用者が直接、業者等に経費を支払うというシステムで動かしている。（河野専門官）

<生物を輸送する方法>

- 本来、輸送会社は生きた生物を送ると正面切って言うと皆受け付けないはずだが、今回、文部科学省からの指導でこれに課金をするというシステムを作るなら、生物を輸送するための手段の選定とその方法がクリアにされる必要があると思う。実情を調べて、各リソースにその対応をこちらから指導するか、もしくは確認してもらう必要があると思う。（山本委員）

- 凍結してしまえばどの会社でも扱うが、生きたものとなると限られてくる。（小幡主査）
- クレジットカード会社でも、生きた生物の取り扱いが躊躇するところが多い。受け取ったときに死んでしまっていたといったクレームが来て回収できない可能性が高いからだ。京都工繊大では、そのような場合はこちらで損失分は賄うということで、DCカードだけを今は使っているという状況だ。（山本委員）

5. バイオリソースに係る権利関係について

- ・資料4に基づき、情報ワーキンググループからの問題提起について文部科学省より説明があり、その後で質疑応答が行われた。内容は以下のとおりである。

<リソース情報に係る権利関係について>

- ⑤は一括ダウンロードができないという意味か。今後、MTAにこの文を一言入れておけば問題にならないという気もするので、問題は今までのものをどうするかだ。（鈴木委員）
- 具体的にはどのような問題が出てきているのか。（山本委員）
- 例えば、以前からあったリソースを中核機関に寄託したとして、リソースそのものに対するライセンスは基本的に預かっていない。もし、それを改変して商業化しようとなったときに、その中核機関が寄託されたリソースであれば、本来の権利者に対して直接アクセスして了解を取ってくれという仕組みと理解している。寄託されたものについて、中核機関はライセンスを持っていないのに情報を付加することができるのかということは、中核機関自身ではどうしようもないというところがあり、そこがこの問題提起となっている。（河野専門官）
- リソース機関にリソースとともに情報も付いたものが送られてくる際、それをホームページ、データベースに載せるとなると、統合データベース等に中核機関が持っている情報を寄託者の了解なしに送っていいかという問題と、リソースのデータは次々に付加されたり修正されたりするが、それをやるたびにいちいち寄託者の許可を取らなくてはならないのかという問題がある。著作権は寄託者にあるので、権利関係を整理しないと情報管理業務の従事者は安心して仕事ができないというのが今回の指摘である。（小幡主査）
- 研究者としては、寄託するということはその情報も預けたということで、そこまでうるさく考えないのが普通なのではないか。（鈴木委員）

- 中核機関がリソースのデータを更新して、いいものを提供するのには当然の業務だ。しかし、今のMTAにはそういうことは一言も書かれていない。従って、MTAの中に一行入れておけば、中核機関がやっている業務は今後問題なくできるだろう。（小幡主査）

<派生物に係る権利関係について>

- 例えば、寄託されたリソースをより高品質と思われるリソースに改変した際に、利用者からそのリソースの注文がきた場合、オリジナルの寄託者の許可もないと駄目だということなのか。その場合、オリジナルの寄託者の権利はずっと残っていくものなのか。（山本委員）
- それは派生物になる。派生物の取り扱いについては本ワーキンググループで議論していただきたい。米国では、その派生物に対してモディファイドデリバティブとアンモディファイドデリバティブという定義をして提供している。日本人はこれまでモディファイドとアンモディファイドをそれほど気にしていなかったため、従来のMTAのひな型では区別していなかった。知財で一番難しい問題は、派生物の問題だと思うし、今後は情報も派生物が出てくる。品質管理や品質の向上は当然、中核機関でやるべきことだと思うが、それも今の寄託同意書には書いてない。一方、寄託される立場の機関、利用する立場の機関にはまた違った意見がある。（小幡主査）
- ATCCが今年になってMTAを改定して、寄託者の権利を守るために今年からモディファイドのものもMTAの範囲に明確に書くようにした。アメリカで一番普及しているUBMTAの場合は、逆に派生物に関しての権利が改変した人の方にかなりいつてしまうため、ATCCではUBMTAを使用しないようにしているし、ジャクソンもUBMTAに関しては否定的だ。また、何代交配しても、ファンクションが残る限り寄託者の権利は残るそうだ。例えばノックアウト動物なら、その遺伝子がノックアウトされている限りは交配を続けてもジャクソンは権利を主張するそうだ。ノックアウト動物の場合は楽なのだが、何とかの系統といった場合は、明確な線引きがないために、ケースバイケースのやり取りになってしまうのが現状だ。民法の場合、付加価値が元の価値よりはるかに高い場合には、権利は付加価値を付けた人に付与されるのが一般的であり、どれだけ付加価値を付けたかが、この場合の目安になると思っている。（鈴木委員）

- ショウジョウバエでは、複数の組換えを同時に行って機能を調べる際に、GFP等で複数の色に色づけされたものがよく使われている。そのようなものがモディファイドとなってくるのか。（山本委員）
- モディファイドだが、色や波長を変えた程度であれば、格段に付加価値を付けたというだけでもないと思うので、やはり元のものだと思う。そのファンクションが残っているから、なおさらだ。そういうこともMTAに書いたり、NB RPとしての考えを出したりしなければならないと思う。（鈴木委員）
- 権利に係る交渉をNB RPがすべきなのか、その権利を持っている機関がすべきなのかは別の問題だ。（小幡主査）
- NB RP以外のものであれば大学としては改変物も権利の範囲内だと主張するが、NB RPで動かすマテリアルについては、すべての権利を放棄し、NB RPからの成果物、改変した物は受託者・改変者の権利とするものとして取り扱うのがシンプルなのではないか。（深見委員）
- 現状では、改変してもいいが、そのときのデリバティブの権利は協議することとして、むしろ、派生物も含めて寄託者のものになっている。（小幡主査）
- 提供されるたびに寄託者の権利が広まり、また、派生物が作製されるたびに寄託者の権利になるものが増えていくということか。ショウジョウバエではMTAの交換をしなくても結構というものが大部分で、必ずMTAを交換してくださいというものとは分けて預かっている。（山本委員）
- 理研BRCでは、寄託同意書で寄託して権利は開発者に残るものと、アクノレッジを入れるという条件ですべてBRCに譲渡するものという二つの形がある。そのため、どこまで開発者の権利を認めるかは非常に大きな問題で、それがずっと続くと reach-through Right がどんどん付いて誰も使えないようなリソースになる。やはり学術研究をしている限りはあまり reach-through Right を付けるなど申し上げるべきだとは思いますが、商業化もしくはパテントを取るときは開発者の権利が尊重されるべきで、そのようにしておかないと、国家プロジェクトで使われたものがどこかに流れていたり、当然ライセンス収入があるべきところが回収できなかつたりすることになる。一方、開発者が一定期間ホールドできるという条項がついているリソースもあるが、それは学術研究にとって非常にマイナスとなる。産業界から寄託されたリソースの場合にそういうことがあるのは一定の理解はできるが、学術機関に対しても同様に要求するのは若干行き過ぎではないかと思う。（小幡主査）

- MTAの中では商業的利用については届け出るようになっている。九大では、学術機関に提供するときに、改変の許可に関して幾つかの段階がある。NBRPでは、学術研究のときは自由な取り扱いで、どんどんいいリソースを増やしていく代わりに、いいものができた場合には学術用にアサインバックをお願いするという形をとり、学術的にも価値の高いデータベースを構築し、コマーシャルにつながる時は、提供者にきちんと連絡をしてもらい、提供者にきちんと得られたライセンス料をキャッシュバックしてあげるシステムにするというのが、管理も含めて一番シンプルだ。（深見委員）
- バージョンアップされたものを寄託してもらおう仕組みをMTAに盛り込みたい。最近、海外に対しては実施している。学術機関同士の際の権利関係、商業化の際の寄託者の権利の確保を見直し、どうすれば一番使いやすい形になるのかという視点でMTAをもう一度整備するという段取りで進めるのが妥当かと思う。また、品質管理、品質向上についてもMTAに盛り込みたい。参考資料3のひな形にNBRPとしての考え方を盛り込んでいければいい。ナショナルプロジェクトから出た成果物が死蔵されたり、誰も使えなくなったりすることは避けるべきで、商業ベースでできるのであれば、NBRPの外で行っていただき、利益を出していただいても構わない。（小幡主査）
- 頂いたご意見を反映して、次回、MTAを提示できるようにしたい。（河野専門官）

<病原微生物に係る外為法の遵守について>

- 病原微生物を扱っている機関が海外に提供するとき、外為法との関係は整備をされているのか。（深見委員）
- 当然、法律に触れることはないと思う。（河野専門官）
- NBRPとしても経産省に報告する。管理を徹底しないと、NBRPで提供したものがとんでもない国のとんでもない機関に行ったりすると大変なので、注意を喚起する必要はある。運営委員会委員長会議等で再度注意喚起していただければと思う。（小幡主査）
- 文部科学省から再度注意喚起をさせていただく。（河野専門官）

7. その他

- ・資料5に基づき、今後のスケジュールについて文部科学省より説明があった。また、次回までに実費徴収の実例を示す資料とMTAの改訂版を作成することが確認された。
- ・委員からの質問はなかった。

8. 閉会